

第2編 災害予防計画編

第1章 被害軽減対策の推進

第1節 防災まちづくりの推進

市は、長期的な視野に立って都市計画及び各種の都市基盤事業計画等を定め、それに基づき、事業を推進し、避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災まちづくりを推進する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

市、県及び国は、それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

さらに、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

2 風水害に強いまちの形成

市、県及び国は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、市及び県は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市及び県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市、県及び国は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第2 防災都市づくりの推進【都市整備部】

災害に強い都市づくりを効果的に推進していくためには、災害時に危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、計画的、重点的な事業を推進する必要がある。

そのため、今後、入間市都市計画マスタープランにおける「都市防災・防犯のまちづくり方針」に基づき、市、市民及び事業者が一体となった防災都市づくりを推進する。

第3 建物の不燃化【都市整備部】

1 防火地域及び準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ばないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものである。

都市の中心部で商業施設が建ち並び、人通りや交通量が多い地域や災害時に緊急車両が通る幹線道路沿いの地域には防火地域を指定し、住宅などの建物が密集している地域は準防火地域を指定すると定めている。

市は、防火地域及び準防火地域を積極的に指定し、建築物の不燃化を推進していく。

2 屋根不燃化区域

屋根不燃化区域に防火及び準防火地域以外の市街化区域が指定されており、建築基準法に基づく屋根の不燃化を指導する。

3 建築物の防火の促進

建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行う。

第4 まちの不燃化【都市整備部】

1 都市の不燃化促進

木造住宅密集地では、面整備と併せた不燃化を促進し、空地の確保に努めるとともに、建物の耐震改修等を通じて耐震性の向上の促進を図る。また、集積した商業地についても、不燃化促進を推進する。

2 公園等の整備

都市公園や緑地は都市において緑のオープンスペースとして、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止あるいは避難地として防災上重要な役割をもっている。市は、小規模の公園も含めて都市効果の整備を積極的に推進するとともに緑地空間の確保及び保全を図る。

また、公園の整備にあたっては、災害時に避難所あるいは仮設住宅用地となることを想定し、災害応急対策施設等の整備を行い、延焼速度低減に効果のある防火植栽の推進、民家の塀の生垣化の推進を図る。

資料編『資料3-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧』参照

3 緑地の保全

市街地の緑地は、市民の快適な生活環境や都市景観に寄与するだけでなく、災害時の火

災延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っている。

このため、市は緑化事業等による建築物周辺の緑化、道路、河川における緑のネットワーク化、樹林地の保全等により、緑地の保全を推進する。

4 市街地整備事業

市街化区域で実施している区画整理事業を活用し、燃えないまちづくり、災害に強い市街地整備を推進する。

施行中事業

- ・入間市駅北口土地区画整理事業
- ・扇台土地区画整理事業

5 道路・橋りょうの整備

道路は、平常時における人や物の運送を分担する交通機能を持つばかりではなく、災害時には、避難、救援、救護、消防活動等の動脈となり、また火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有している。

このため、防災効果の高い広幅員の道路を重点的、計画的に新設、拡幅整備するとともに、災害時の橋りょうの破損は被災地の分断や孤立化を招くことが考えられるため、橋りょうについても架け替えや耐震補強等を実施する必要がある。

また、広幅員の道路に至るまでの避難、救援、救護のための生活道路の整備を推進する。

第2節 地盤災害の予防

災害による被害は、その地盤によって大きく異なるため、その被害を未然に防止又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施するとともに、災害時の被害の軽減を図るための諸対策を実施していくものとする。

第1 危険箇所の予防対策

県は、土砂災害警戒区域、砂防指定地については、災害の原因となるような行為の禁止と制限、又は砂防設備を整備することを目的としていることから防止工事などの総合的な対策を推進する。

なお、禁止又は制限される行為は次のとおりである。

- 1 切土、盛土等の土地の形状変更
- 2 土砂等の採取及び岩石の採掘については、埼玉県知事（西部環境管理事務所経由）の認可を受けなければならない。
- 3 工作物の新築、改築、増築又は除去
- 4 家畜の放牧

これらの行為を行おうとするときは、指定地を管轄する飯能県土整備事務所長の許可を受けなければならない。

資料編『資料2－1 砂防指定地一覧』参照

第2 液状化の予防対策【都市整備部・上下水道部】

地震により市内の一部で、その地質等の関係により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

この現象は昭和39年の新潟地震において注目され、平成23年の東北地方太平洋沖地震においても、県東部で液状化による噴砂や沈下等が発生し、建物被害が発生している。

市は、県及び各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査結果を参考に適切な措置を講ずるほか、地震発生時に液状化現象が予測される施設について対策を行っていく。

第3 造成地の予防対策【都市整備部】

都市計画法の開発許可及び検査、建築基準法の建築確認の審査及び検査により、県と連携して造成地に発生する災害を抑制する。

また、大規模盛土造成地については、液状化現象とも密接に関連するため、市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握等を実施するよう努めるものとする。

※「大規模盛土造成地」とは、面積3,000㎡以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地をいう。

第4 土地利用の適正化【都市整備部】

土地基本法の基本理念をふまえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地の利用への誘導規制を図る。

第3節 都市施設の安全化

防災上重要となる公共建築物、ライフライン施設、道路、交通施設、河川およびその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生直後の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、市、県及びその他関係機関は、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、入間市耐震改修促進計画をはじめ建築物の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を推進する。さらに、被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備することにより、被害を最小限にとどめるための対策とする。

第1 建築物の安全性の確保【総務部・都市整備部・教育部】

1 一般建築物の耐震化等

ここでは、所有者又は使用者が防災関係機関でない建築物を一般建築物と定義する。

一般建築物の耐震化等は所有者又は使用者の責務として行うものとし、そのための助言、指導、支援を行うものとする。

(1) 耐震化対策

市は、建築物所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い一般建築物の耐震性向上の促進を図るものとし、次の対策を講じるものとする。

ア 耐震化に関する相談、補助制度の活用促進

建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応ずるために設置した窓口の活用を普及する。

また、木造住宅の無料簡易耐震診断、木造住宅耐震診断補助制度及び耐震改修補助制度を普及し、木造住宅の耐震化を促進する。

イ 耐震診断を行う技術者の養成

耐震診断講習会の開催など、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成するために県等が開催する耐震診断講習会などへの参加を、市内の建築士団体に啓発する。

ウ 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ市民への知識の普及に努める。

エ 建築士団体等の協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震化を促進する。

オ 関係情報の公開

建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

カ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化促進

建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、特定行政庁（県）は、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

(2) 窓ガラス等の落下防止対策

市は、地震発生時に建築物の窓ガラス及び看板等落下による危険を防止するため次の

対策を講じる。その際、ガラス飛散防止フィルムの重要性も考慮する。

ア 落下防止対策の実施

特定行政庁（県）は、商店街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導し、その結果の報告を求める。

イ 落下防止に関する普及・啓発

特定行政庁（県）は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発する。その際、ガラス飛散防止フィルムの重要性も考慮する。

ウ 改修等の指導

特定行政庁（県）は、調査結果の報告に基づき、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し、改修を指導する。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む）の倒壊防止をするため、市は県と連携して、次の施策を推進する。

ア 市街地内のブロック塀の実態調査

避難場所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

ウ ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀を設置している市民に対し、点検を行うよう指導するとともに、アの実態調査に基づき危険なブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

2 市有建築物の耐震化

市は、それぞれの地域における公共建築物等の耐震性の強化並びに不燃化について、「入間市建築物耐震改修促進計画」に基づき推進するほか、県の公共建築物等の耐震化対策に準じ、県の助言に基づき実施する。

東日本大震災では、都内の施設において、地震による揺れのために建物天井部分の部材が落下し、尊い人命が失われた。その教訓から、市は、公共建築物等の天井等の非構造部材について、落下等の危険性がないか平常時から点検に努めるとともに、必要に応じて耐震補強を進める。

3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制の整備

市は、大地震発生後に、防災上重要な建築物の利用の可否等の判定や余震等による建築物及び宅地の二次災害防止のための判定を円滑に行えるよう、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施体制を整備、確立する。

4 風水害に関する建築物の安全性の確保

市、県、国及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

5 空家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2 ライフライン施設の安全強化【上下水道部・防災関係機関】

災害による上下水道施設の被害を最小限に止めるために関係施設の整備強化及び維持管理に努める。

電気、ガス、電話施設についても、各関係事業者に対して関係施設の整備強化及び維持管理を要請する。

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第3 交通施設の整備強化【都市整備部（道路管理者）・防災関係機関】

道路、鉄道等は災害時においては救急救護や救援物資の輸送等の重要な役割を担うため、各道路管理者、鉄道事業者は、施設の整備強化を図っていく。

また、市が管理する道路、橋りょうについては、施設の耐震化を推進する。

第4 河川施設の安全強化【都市整備部（河川管理者）】

市は、河川管理者の予防対策に積極的に協力するとともに、本市域にかかわる河川施設の整備を関係機関に要請していく。

第5 廃棄物処理施設の災害予防対策【環境経済部】

- 1 施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。
- 2 施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。
- 3 処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

第4節 避難対策

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等被害を被った者、及び延焼拡大や風水害の危険性が迫った地域の市民は、避難を余儀なくされる。このため、これらの市民の迅速かつ安全な避難を実施するための避難計画を策定する。

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて市民に周知を図っておくものとする。

〔市民への主な周知事項〕

- ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、家庭動物の受入れ方法
- ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。ただし、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うよう、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

第1 避難施設の確保【危機管理課】

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速に避難し、安全を確保する施設である。

市は、災害対策基本法施行令に定める指定緊急避難場所の基準に従い、災害の種類（大規模な火事、地震、洪水、土砂災害）ごとにその危険の及ばない施設を小・中学校、都市公園、地区センター・分館等から選定する。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した指定緊急避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

〔指定緊急避難場所の指定基準〕

地震以外の災害を対象とする指定緊急避難場所は、次のa～cの条件を満たすこと
地震を対象とする指定緊急避難場所については、次のa～eの全ての条件を満たすこと
a) 災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
b) 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
c) 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
d) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
e) 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

指定避難所は、避難者や住居を失った被災者等が一時滞在する施設である。

市は、災害対策基本法施行令に定める指定避難所の基準に従い、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地区センター・分館、体育館等の収容施設のある学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、インターネットやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には指定避難所としないことを基本とし、そのことを平常時から市民に周知する。

〔指定避難所の指定基準〕

- ・原則として、自主防災会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、地区センター・分館等）を指定すること。
- ・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

なお、指定避難所については、食料、生活必需品及び資機材を備蓄する備蓄品保管室、災害時の飲料水を確保するための耐震性貯水槽等の必要な施設の整備に努めるものとする。市は、指定避難所の耐震化、指定避難所における避難者の生活環境改善のための施設整備（トイレ改修・空調・Wi-Fi・バリアフリー化等）を計画的に実施していくものとする。また、避難者のプライバシー保護等の避難生活を良好に保つ設備、避難生活の長期化を考慮した設備（電源や燃料の多重化等の停電対策等）の導入についても検討する。

資料編『資料3-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧』参照

(2) 指定避難所における生活環境の確保

指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、換換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備菜、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等・衛星通信を活用したインターネット機器類の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。特に、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等より衛生的なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

〔避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例〕

- ・LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- ・停電対応型空調機器の設置
- ・ガスコージェネレーションの設置
- ・太陽光発電や蓄電池
- ・ソーラー付LED街灯

さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

3 福祉避難所

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケア

を必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 一時避難場所

一時避難場所は、災害時において、主として近隣住民が一時的に避難する場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を行うために集合する場所で、各自主防災会ごとに定めている。

それぞれの場所については、市民が自主防災会活動等を通じて把握する。

5 避難場所表示板等の整備

市は、これまで避難場所表示板、避難場所誘導標識板、避難場所案内板等の整備を推進してきたが、今後も障害者に配慮した表示や改修等を含めて、一層の整備を図る。

6 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・周知

指定緊急避難場所・指定避難所の指定、取消し、重要な変更を行う場合は、災害対策基本法に基づき、次の措置を講じる。

(1) 指定

市長は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合、当該施設の管理者の同意を得るとともに、その旨を知事に通知し、公示するものとする。

(2) 変更

指定緊急避難場所・指定避難所の管理者は、指定緊急避難場所・指定避難所を廃止し、又は改築等により災害対策基本法施行令に定める重要な変更を行う場合は、市長に届け出るものとする。

(3) 取消し

市長は、指定緊急避難場所・指定避難所を廃止し、又は災害対策基本法の基準に適合しなくなったときは、指定を取り消し、知事への通知及び公示を行うものとする。

(4) 周知

指定緊急避難場所・指定避難所の新規指定、変更及び取消し等については、速やかに市の広報紙等で市民に周知を図る。

また、防災マップ等を作成・配布し、指定緊急避難場所等の位置やそれぞれの目的や役割等、避難する際の注意事項等避難行動の周知を図る。

その他、市ホームページ、インターネット地図への掲載等により周知を図る。

第2 避難所運営マニュアルの整備【危機管理課】

避難施設の迅速かつ適切な運営のため、避難所運営マニュアルを整備する。市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民への普及に当たっては、市民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

資料編『避難所運営マニュアル』参照

第3 避難経路の確保【都市整備部・危機管理安全部】

指定緊急避難場所・指定避難所への避難経路は、各自主防災会ごとの避難計画によるが、市は、それらの計画を防災訓練等で確認し、避難経路の変更を含め安全管理に努める。

特に、市は、避難行動にあたっては次の点に注意して実施することを、自主防災会の研修会等を通して広く啓発するものとする。

1 避難経路での生き埋め防止対策

大規模な地震が発生した場合は、避難行動の途中で家屋やブロック塀等の倒壊により生き埋めとなることも想定されることから、市は、平常時から自主防災会の研修会等を通して、笛（ホイッスル）等を携帯することの重要性を啓発する。

2 避難経路沿道における危険箇所

- (1) 大規模な地震により、避難経路沿道のビル等から落下したガラス片やコンクリート片等が街路樹の枝葉に不安定な状態で残っている場合があるため、避難行動の際には、頭上へも十分な注意を払う。
- (2) 大規模な地震により、路上に切断された電気配線が垂下し、水たまり等に接触している場合がある。その際は、絶対に当該場所に近づかないほか、二次被害防止のため、速やかに電力関係機関等に通報する。

第4 避難計画の策定【各部】

1 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災会等を通じて、避難組織の確立に努める。

- (1) 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (5) 避難場所の管理・運営に関する事項
- (6) 広域避難地等の整備に関する事項

- (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
- (8) 避難所の開放手順（夜間・休日等を考慮）
- (9) 避難所の単位での物資・資機材の備蓄
- (10) 避難所の管理・運営体制
- (11) 災害対策本部との情報連絡体制
- (12) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員との役割分担
- (13) 要配慮者対策

2 風水害時の避難計画の策定

1に加えて、風水害時には以下についても留意する。

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うよう、市民等への周知徹底に努める。

(1) 洪水等に対する市民の警戒避難体制

市は、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 土砂災害に対する市民の警戒避難体制

市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(3) 局地的短時間豪雨

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

3 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を作成し、避難の万全を期する。

4 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、生命及び身体の安全を確保するために、学校等の事態に即した適切な避難計画を立てる。

また、校長等は、災害時における下校や保護者への引き渡しについて、保護者との連絡方法を含めた実施方法及び判断基準等を検討して、その周知を図る。

5 避難所の自主防災会運営体制の確立

避難した市民が速やかに組織化され、自主的な避難所運営が行えるよう、各自主防災会と運営体制について調整を行う。その際、「入間市避難所運営マニュアル」を活用する。

資料編『避難所運営マニュアル』参照

6 家庭動物同行避難への備え

市は、家庭動物の所有者・管理者に対して、飼い主の明示(鑑札・マイクロチップの装着等)、しつけ、健康管理、ケージ・ペットフード等の避難時の持ち出し品の確保、家庭動物の預け先の確保等について啓発するとともに、ケージ等の必要となる物資の備蓄及び確保に努める。

また、獣医師会等と、災害時の家庭動物の救護及び一時預かり、家庭動物同行避難者への適正飼養等の指導について協議し、実施体制の整備に努める。

第5節 危険物取扱施設等の安全対策

災害による危険物取扱施設等の災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化、施設自体の耐震性能や危険物取扱施設等の安全性向上等の防災対策を推進する。さらに、各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

第1 危険物施設等【消防組合】

1 危険物製造所等の整備改善

- (1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- (2) 立入検査を実施して災害防止の指導をする。

2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- (2) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (3) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

3 施設の安全管理

- (1) 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- (2) 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

第2 高圧ガス【消防組合・警察署】

1 保安検査等

高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

2 保安教育等

- (1) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。
- (2) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故事例を配布し、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
- (3) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第3 火薬類【消防組合・警察署】

- (1) 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全を確保する。

- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

第4 毒物・劇物【環境経済部・消防組合・警察署】

毒物・劇物の販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

また、警察と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

第5 その他の予防対策【環境経済部・消防組合】

- 1 その他危険物等として、先端産業で用いられるシラン等の特殊材料ガス及び細菌等がある。
これらについても法令である程度の規制はなされているものの、万一の事故を考慮し、市はその実態把握に努めるとともに、普及啓発を図る。
- 2 すべての危険物等に関して実態が明らかになっているわけではないので、今後これらの危険物等の実態把握に努める。

第6 新たな危険物等への備え【危機管理課・消防組合】

半導体、新素材及びバイオテクノロジー等の先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、危険物等の流通形態等の変容及び危険物等関連施設等の大規模化・多様化・複雑化に備えた安全対策指針の整備が今後必要である。

特に、東日本大震災における原子力発電所の事故では、放射性物質が広範囲に拡散したことにより、大気、土壌及び海洋の放射能汚染が発生し、我々の日常生活を脅かすこととなった。

市は、災害時における新たな危険物等への備えとして、原子力発電所施設はもとより、医療機関及び試験研究機関等に存在する放射性物質に着目し避難対策を講ずるとともに、被災地からの避難者受入れ対応等についても、適切な措置を講ずることができるよう応急対策計画を策定する。

第6節 防災活動施設の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に推進するには、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設の整備に努め、その拠点を有機的に結びつけるための防災拠点のネットワーク化を推進する。

第1 防災拠点のネットワーク化【各部】

防災拠点は、災害が発生した場合の市民の避難場所、負傷者の救護場所、活動要員の拠点場所、災害情報の収集伝達の場所などに活用される。

このため、市は災害時の応急対策活動を迅速かつよりきめ細かく実施するため、次の方針に基づき防災拠点のネットワーク化を推進する。

1 防災拠点

防災拠点を防災中枢拠点、地域防災拠点及び指定緊急避難場所（指定避難所）に区分し、防災拠点間の連携を図るようにする。

2 市役所

市役所を防災中枢拠点と位置づけ、本市の統括的活動を担う。このため、市役所の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全市的な防災の中枢となる拠点を形成する。

3 地区センター

地区センターを各地区の応急復旧対策の拠点となる地域防災拠点と位置づけ、地区内の指定緊急避難場所（指定避難所）を総括するようにする。

第2 防災拠点施設の整備【各部】

1 防災中枢拠点の整備

防災中枢拠点は、市役所を位置づける。防災中枢拠点は、災害時には災害対策本部を設置し、本市における応急復旧活動を総合的に統括する中枢機能を有する拠点であり、災害情報の収集分析機能、災害情報及び応急復旧対策の伝達機能、市域全域を対象とした飲料水、食料、生活必需品等の調達及び救援物資等の集配機能などを総合的かつ複合的に有するように主に次の整備を図る。

(1) 災害対策本部としての中枢機能

防災通信機器及び情報処理機器

(2) 活動要員の拠点機能

食料及び防災用資機材の備蓄（防災センター）

2 地域防災拠点の整備

地域防災拠点は、各地区センターを位置づける。各地区の被害状況や避難状況等の災害情報を統括するとともに、地区内の避難所の総合調整を図るなど、現場本部として地区の応急復旧対策の拠点となる。

このため、防災通信機器その他活動拠点として必要な資機材の整備を図る。

3 電源、非常用通信手段等の確保

市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、行政機関間における情報共有や孤立集落の状況把握、派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制を構築するものとする。（市町村や災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関も同様の取組を行うものとする。）

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

第3 その他防災拠点の整備【各部】

災害時の防災拠点として救援物資集積場及び臨時ヘリポートの指定を図るとともに、県有施設の活用について埼玉県との協力体制の確立を図る。

1 救援物資集積場の整備

災害時の救援物資等の輸送、集積、配分等を効率的に実施するため、市は次の施設を救援物資集積場と位置づけ、必要な整備を図る。

- (1) 市民体育館
- (2) 災害協定締結先の倉庫

2 臨時ヘリポートの指定

災害時におけるヘリコプターによる負傷者搬送、物資その他救援活動を実施するため、県及び市は、次の場所を臨時ヘリポートに指定している。

場外離着陸場	救急医療用ヘリコプター離発着場 (アクセスポイント)
ア 西武市民運動場	ア 豊岡高等学校
イ 入間市運動公園	イ 入間向陽高等学校
ウ 彩の森入間公園	ウ 入間わかくさ特別支援学校
	エ 入間市博物館
	オ 西武地区体育館グラウンド
	カ 藤沢地区体育館グラウンド
	キ 寺竹地区運動場
	ク 黒須市民運動場
	ケ 市立中学校 10校

3 県有施設の活用

県は、市内の次の県有施設を地域の防災活動拠点として整備しており、市はそれらの施設の活用について埼玉県との協力体制の確立を図る。

(1) 県立高校

県は、県立高校 37校及び備蓄機能のみを残した閉鎖施設1箇所を防災拠点校と位置づけ、次の施設及び設備を整備している。市内においては、豊岡高等学校がそれにあたる。

ア 緊急宿泊所（一部合宿所を利用し、要配慮者の収容も可能）
イ 備蓄倉庫（食料、医薬品、生活必需品等）
ウ 耐震性貯水槽及び浄水器
エ 自家発電装置

(2) 彩の森入間公園

県は、県営彩の森入間公園を地域の中核となる防災活動拠点として、次の設備を整備している。

ア 耐震性貯水槽（100t×3）	イ 非常災害用井戸
ウ 夜間照明	エ 放送施設
オ 非常電源	カ 避難施設（414㎡）
キ マンホールトイレ	ク かまどベンチ

第7節 文化財の災害予防

第1 文化財の災害予防対策【教育委員会】

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが実情である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について対策を講ずるものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンジャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助成と指導
- エ 防火施設に対する助成

第8節 水害予防

治水安全度の向上を図り、台風及び集中豪雨などによる河川被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産の保護を図る。

第1 河川・治水対策【都市整備部・危機管理安全部・上下水道部】

1 排水機能の整備

- (1) 河川等の改修促進
河川等の出水対策、護岸の崩れなどの危険防止のため、改修整備を県に要望していく。
- (2) 雨水排水施設の整備
浸水被害を防止するため、河川等の改修を県に要望するとともに、道路排水施設などの整備とあわせ、浸透施設の整備を進める。
- (3) 排水ポンプの整備
内水排水設備として、自然排水が困難な場所に配備する。

2 保水機能の確保

- (1) 保水・貯留施設の整備
河川等に流入する雨水量を抑制するため、調整池などの整備を促進する。
- (2) 治水対策の適正指導
宅地開発に際しては、雨水流出抑制施設の設置など、治水対策上の適正な指導を行う。
- (3) 貯留施設の整備
雨水を一時的に貯留し、ゆっくり流出させるため、校庭や駐車場及び集合住宅の棟間等を掘り下げたり、貯留槽を設置して整備する。
- (4) 透水性舗装の推進
駐車場や歩道などに透水性の舗装を行い、雨水を地中に浸透させることに努める。
- (5) 緑地の保全
緑地のもつ保水機能を確保するため、開発などにより失われつつある緑の保全に努める。

3 河川環境の整備

排水機能の向上や悪臭防止のため、既設水路等の維持管理を適切に行う。

4 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

- (1) 洪水浸水想定区域の指定・公表
洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長へ通知される。
また、令和3年7月の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定対象が拡大したことを踏まえ、洪水予報河川及び水位周知河川以外の県管理河川についても、令和6年5月28日に洪水浸水想定区域を指定した。現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりである。

国管理河川	利根川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、烏川、神流川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川
県管理河川	綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川、小山川、福川、女堀川、唐沢川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、ほか133河川
他県管理河川(群馬県)	石田川、谷田川、利根川、広瀬川、早川

これ以外の準用河川等についても、住家等の防御対象がある河川については、市町村への洪水浸水想定区域の指定に係る助言に努めるものとする。

市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、洪水ハザードマップによりこれを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

〔定めておく事項〕

<p>一 洪水予報等の伝達方法</p> <p>二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p> <p>ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。）</p> <p>五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p>
--

市防災会議は、市地域防災計画に上記四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、市地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

〔上記四の施設の所有者又は管理者における実務義務又は努力義務〕

＜四のイ 地下街等＞

- ・単独又は共同で、国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（義務）

＜四のロ 要配慮者利用施設＞

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

＜四のハ 大規模工場等＞

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
- ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務） ・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市長への報告（義務）

さらに、浸水想定区域をその区域に含む市長は、国土交通省令で定めるところにより、市地域防災計画において定められた、上記一～五に掲げる事項を市民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

(3) 洪水ハザードマップ作成

洪水浸水想定区域の指定に基づき、市は、想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する市民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成しなければならない。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努めるものとする。

第2 道路・橋りょう対策【都市整備部】

1 直接災害による被災箇所と予防計画

水害による道路決壊、道路埋塞、路面流出などの直接災害は、ほとんどが現況から予測することは困難なため、次の予防対策をとる。

被災種別	該当路線	被災原因	予防計画
道路決壊	主に河川沿岸の路線	河床異常低下、堆積による	河川管理を完全にする
道路埋塞	山地部路線	山腹の崩壊土石による	山腹の崩壊防止、落石防止等を行う
路面流出	市内砂利道全線	路面上の流出による	排水、嵩上げ等維持補修及び路面改造を行う
橋梁流失	渡河部の道路橋	洗堀等による	洗堀防止や落橋防止等を行う

2 間接災害によるもの

間接災害の予防については、河川の氾濫防止のための整備を行う。

3 道路パトロール等の実施

道路等の維持管理の万全を期すとともに災害の予防対策を講じる手段として道路パトロール等を実施する。

第9節 土砂災害警戒避難体制の確立

第1 現況

県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成13年4月施行）」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っており、本市では土砂災害警戒区域が66箇所指定されている（令和2年12月末現在）。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表することとしている。これは、大雨により土石流・がけ崩れ等の土砂災害の危険度が高まったとき、自治体が避難指示等の災害応急対策を適切に行えるように支援すること、また、市民の迅速な自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、県と同気象台が共同で発表する防災情報である。

なお、土砂災害警戒情報の発表地域は、県内47自治体が対象とされており、入間市も対象地域に含まれている。

資料編『資料2-1 砂防指定地一覧』

『資料2-2 土砂災害警戒区域一覧』 参照

第2 実施計画【都市整備部・福祉部・こども支援部・健康推進部・危機管理安全部】

市は、指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を記載した印刷物の配布を行う。

また、市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地五 救助に関する事項六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 |
|---|

上記四に該当する施設については、市地域防災計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記一に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

上記四に該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図

るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

第10節 雪害予防

第1 凍霜害予防対策【環境経済部】

凍霜害による茶、その他の農作物の減収を最小限にとどめ、農家経営の安定に資するため、凍霜害の防除体制を整備し、防除技術、被害調査方法及び被害後の技術的対策等を確立する。

第2 凍霜害防除体制【環境経済部】

1 凍霜害防除体制の整備

市は、県及び農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合には、その被害実態の把握をするとともに技術対策等を農家に周知する。

2 凍霜害の予防

市、県、農業協同組合等関係団体は、一体となって次の事項を行う。

- (1) 凍霜害防除技術の普及、被害実態の把握、前後対策等の実施に努める。
- (2) 気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するよう努めるとともに、農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。

第3 雪害予防対策【環境経済部・都市整備部】

大雪による被害から、交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講ずる。

1 道路交通対策

道路交通を確保するため、関係機関は、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況について周知を図る。

特に、集中的な大雪に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

2 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、関係機関は除雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は除雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

4 農業に係る雪害予防

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、県、農業協同組合等関係団体と連絡を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に

関する指導を啓発する。

5 その他

市及び防災関係機関は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を図っておくものとする。

また、市、県及び国は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第11節 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防

本市には、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が存在する。

また、東京電力福島第一原子力発電所、東京電力福島第二原子力発電所、日本原子力発電東海第二原子力発電所、東京電力柏崎刈羽原子力発電所及び中部電力浜岡原子力発電所については、大規模事故災害発生時に本市にも影響が及ぶと考えられる場所に立地している。

これらの施設において、核燃料物資・放射性同位元素等（以下放射性物質という。）が、一般環境中に飛散する等の事故（以下放射線関係事故という。）が発生した場合の影響の大きさを考慮し、迅速な対応を図るため、特に市地域防災計画に、その対策を定めるものとする。

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取り組みが最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により、県及び該当消防本部は、その全施設数を把握している。

第1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策【危機管理課・消防組合】

1 放射性同位元素施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏えい等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ国、県、市、消防機関、警察に対する通報連絡体制を整備するものとする。

2 放射性物質取扱施設の把握

市及び消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え【各部】

1 情報の収集・連絡体制

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。また、夜間・休日等の場合においても対応できる体制を整えておく。

(2) 情報の分析・整理

市は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国、県、その他関係機関との連携を図る。

(3) 通信手段の確保

市は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政用無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市及び県の整備する情報連絡システムについては、「第3編 災害応急対策編 第1章 第3節 第5」に準ずる。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関の連携体制

市及び県は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また、災害の状況によっては、応急活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県、その他の関係機関との連携を図る。

(3) 広域応援連携体制の整備

市は、市内で放射線関係事故災害が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、広域応援体制を整備・強化する。

また、必要に応じて、県に対して、埼玉県特別機動援助隊による人命救助活動等の支援要請を行う。

3 緊急被ばく医療体制の整備

(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

市は、あらかじめ市内外の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握しておく。また、必要に応じて市内外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図る。

市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関との間で医療機関相互の連携体制を整備する。

(2) 被ばく検査体制の整備

市は、放射線関係事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺市民等に対する放射性物質付着検査等を実施するよう、あらかじめ市内外の医療機関における検査体制について把握に努める。

(3) 負傷者搬送体制の整備

市は、放射線関係事故災害が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、近隣の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合に備えて、県にヘリコプター等による広域搬送を要請する。

なお、出動にあたっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に十分留意する。

4 防護資機材の整備

市及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

5 避難所の指定及び避難収容活動への備え

(1) 大規模な避難者の受け入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難者の受け入れについては、「第3編 災害応急対策編 第1章 第7節 第7」に準ずる。

(2) 避難所の指定

市は放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、市民への周知徹底を図る。

(3) 避難誘導

市は、放射線関係事故発生時に、要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、市民、自主防災会等の協力を得て、平常時から避難誘導體制の整備に努める。

なお、(2)及び(3)は、「第3編 災害応急対策編 第1章 第7節」に準ずる。

6 飲料水の供給体制の整備

市は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第3編 災害応急対策編 第1章 第11節」に準じて飲料水を供給する。

特に、乳児等に優先的な飲料水の供給を実施する。

7 広報体制の整備

市は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

8 市民相談窓口の整備

市は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

9 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災教育・防災訓練の実施

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育を実施する。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- イ 放射線防護に関すること。
- ウ 放射線による健康への影響に関すること
- エ 放射線関係事故発生時に市及び県がとるべき措置に関すること。
- オ 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- カ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- キ その他必要と認める事項

(2) 市民に対する知識の普及

市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。広報の主な内容については、次のとおりとする。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- イ 放射線防護に関すること。
- ウ 放射線による健康への影響に関すること
- エ 放射線関係事故発生時に市及び県がとるべき措置に関すること。
- オ 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- カ その他必要と認める事項

(3) 訓練の実施と事後評価

市は、総合的な防災訓練を実施するにあたり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実

施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第12節 複合災害予防

東日本大震災では地震、津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させることを目的として本計画を定める。

第1 計画の基本方針

複合災害に対応するにあたっての基本方針は、次のとおりである。

1 人命救助第一

人命救助を第一として、市と自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が緊密に連携し、早期の避難、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

市民一人ひとりが自助・共助としての役割を果たすとともに、市が行う災害応急対策を支援し、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第2 災害予防対策【各部】

1 複合災害に関する知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、さらに、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有する。

さらに、市民に対しては、国、県等が実施する様々な複合災害の想定に関する知識について周知を図る。

2 防災施設等の整備

(1) 防災施設の整備等

市は、複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災施設の配置を検討し、整備を進める。

特に、大規模水害により市庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

(2) 非常時情報通信の整備

市は、県や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

3 発災時対策の検討

市は、大規模水害時が発生するおそれがある場合に、タイムラインの考え方に基づいて、応急対策を開始する時期について検討する。

また、市外避難に備えて、避難先、輸送手段等の避難対策、医療体制、物資等の確保体制、要配慮者対策等について検討する。

第2章 災害に強い防災体制の整備

第1節 防災体制の整備

総合的かつ円滑な災害対策の推進を図るため、県、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化して災害対策の万全を図る。

第1 市及び防災関係機関の防災体制の整備【各部】

1 市の防災体制整備

(1) 地域防災計画の策定及び周知徹底

市は、災害対策基本法第16条に基づき、防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域性に対応した地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

また、作成した地域防災計画について研修等を通じ職員に対し周知徹底を図る。

(2) 地域防災計画に基づく活動要領（マニュアル）の作成

市は、作成した地域防災計画に基づき、災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）を作成し、職員に対し周知徹底を図る。

2 防災関係機関の組織の整備

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、震災応急対策に係る活動要領（マニュアル）の作成等、自らの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

第2 応援協力体制の整備【各部】

大規模災害時には、全市域にわたる被害を受けることも考えられるため、本市の防災体制のみでは発生災害のすべてに対応できないことが予想される。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、他市町村や県、国との協力体制の構築に努めるとともに、他市町村との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

このため、災害時における相互応援を目的として、他市町村及び防災関係機関等と応援協力体制の整備を推進する。

1 市町村間の相互応援

市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等による要請に関し、県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

また、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

特に、近隣五市（所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市）で構成する「西部地区五

市防災連絡会」の枠組みを最大限に活用し、総合防災訓練時等において相互の連携活動を十分に検証するものとする。さらに、今後、同連絡会において、大規模災害発生時を想定し、居住地以外の市及び都県に勤務する職員にあっては、自身が居住する市の災害対応活動への従事が可能となるようその方策等について研究していく。

2 市内業者等との協力体制の確立

災害時における応急対策等に積極的な協力が得られるように、平常時から市内業者等との協力体制の確立を図る。

3 防災協定の形がい化の防止措置

市は、上記各関係機関・団体・事業所を含め、特に、災害協定を締結している機関・団体・事業所等との連携にあっては、総合防災訓練等の機会のほか、平常時から定期的に情報交換を図るなど、防災協定の形がい化防止に努める。

資料編『資料1-6 災害協定一覧』参照

第3 応急対応、復旧復興のための人材の確保【総務部】

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第4 応援受入体制の整備【各部】

市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。さらに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他市町村との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災市民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1 想定される応援（例示）

- (1) 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- (2) 国によるプッシュ型の物的支援
- (3) 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- (4) 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- (5) その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、災害派遣福祉チーム（DWAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、

被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等

- (6) 防災関係機関等における応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による医療救護班 等
- (7) 公共的団体による応援
- (8) ボランティア

2 市が行う対策

- (1) 市は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「入間市災害時受援計画」を策定している。「入間市災害時受援計画は、入間市地域防災計画を補完する下位計画であり、また、「入間市業務継続計画」の実行性を上げるための計画である。加えて、埼玉県広域受援計画と連関する計画として位置づけする。
- (2) 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保、宿泊・生活場所の確保等を行うものとする。
- (3) 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。
- (4) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを作成する。作成したリストは定期的な見直しに努める。
- (5) 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- (6) 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- (7) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- (8) 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第2節 災害情報体制の整備

市、県及び防災関係機関が的確に防災対策を実施するためには、大規模災害時に生じる多種多様かつ、多量の災害情報を迅速的確に収集、伝達、処理するソフト・ハード両面の仕組みづくりが必要である。

このため、市、県及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓をふまえ、総合的な災害情報システムを構築する。

効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第1 災害情報連絡体制の整備【危機管理課】

大規模災害が発生した場合には、大量の災害情報が発生するため、これらの災害情報を、市及び防災関係機関の相互間で迅速かつ的確に収集、伝達、処理するネットワークの構築及び通信機器の整備を図る必要がある。

1 災害情報ネットワークの構築

市は、災害対策本部、地域防災拠点、消防署及び防災関係機関等が情報を迅速に収集、伝達するとともに災害情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

2 防災関係機関との連携強化

市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先等を相互に通知し、災害時における通信連絡が夜間・休日等を含め円滑に実施できるように日頃から連携を図る。

3 発災前の避難決定及び市民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。市及び県は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、市民の避難に資する情報提供を実施するよう努める。

市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

第2 情報通信設備の安全対策【総務部・危機管理課】

災害時に通信システム等が十分機能し活用できる状態に保つため、市及び防災関係機関は、次のような安全対策に努める。

1 非常用電源の確保

停電に備えて、バッテリー、自家発電設備、移動携帯式電源等の整備を図る。

2 地震動への備え

災害情報を処理するコンピューター等が設置されている場所には、振動を緩和する免震床を設置する。また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。

3 通信回線のバックアップ

防災行政用無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

第3 情報収集伝達体制の整備【企画部・危機管理安全部】

1 情報収集体制の整備

市、県、国及び公共機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。

また、市、県及び国は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

市は、当該地域や施設に関する市内の被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制の整備に努める。

- (1) 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- (2) 既存のシステム等のオンラインリンクシステム
- (3) 市防災行政用無線システム
- (4) 災害時優先電話（固定・携帯）
- (5) 衛星携帯電話
- (6) 消防団の簡易無線等の情報システム
- (7) 駆けつけ通報等

2 情報伝達体制の整備

市及び防災関係機関等は、避難所、出先機関、防災対策拠点、市民及び事業所に対し、被害情報等を伝達するための体制を整備する。その際、市防災行政用無線、災害時優先電話（固定・携帯）、衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線、広報車、テレビ（CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む）、インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）、FMラジオ放送、県公式スマートフォンアプリ、緊急速報メール、デジタルサイネージ、Lアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等を有効に活用する。

資料編『資料3-4 防災行政用無線子局設置場所一覧』

『資料3-5 特設公衆電話回線敷設場所一覧』 参照

3 市防災行政用無線の整備推進

市は、防災行政用無線（同報系及び移動系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

4 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障のないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

第4 情報処理分析体制の整備【各部・防災関係機関】

1 災害情報の種類

(1) 災害時に取り交わされる情報

- ・観測情報 ⇒ 地震計等からの情報
- ・被害情報 ⇒ 物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
- ・措置情報 ⇒ 県、市、防災関係機関の行う対策に関する情報
- ・生活情報 ⇒ ライフライン等生活情報に関する情報

(2) 事前に準備すべき情報

- ・観測情報 ⇒ 地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
- ・被害情報 ⇒ 防災組織、対策基準等の情報

2 災害情報データベースシステムの整備

市及び防災関係機関は、日頃から災害に関する情報を収集、蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

3 災害情報シミュレーションシステムの整備

市及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムの整備に努める。

第3節 医療体制等の整備

大規模災害発生時は、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より災害直後の初期医療、傷病者の搬送先となる後方医療及び地域内、あるいは他市町村との保健医療の広域応援について整備する。

また、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

第1 初期医療体制の整備【こども支援部・健康推進部・危機管理安全部】

1 初期医療体制の整備

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、薬業会、救護関連ボランティア団体、自主防災組織と協議し、事前に次の項目について計画を定めることとする。

- (1) 救護所の設置
- (2) 医療救護班の編成
- (3) 医療救護班の出動
- (4) 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- (5) 医薬品等の備蓄

資料編『資料3-3 地区別災害拠点施設一覧』参照

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に実施するために、自主防災会等が救護所などにおいて軽微な負傷者に対して応急救護を行う等、医療救護班の活動を支援するための計画を定める。

また、自主防災会等が、自主的な救護活動を実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練の指導に努める。

3 医薬品等の備蓄体制の強化

健康福祉センター、各小中学校、各保育所、児童センターに大型救急箱等を配置して医薬品の備蓄に努める。

4 トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

初動期における医療処置の迅速化を図るため、治療を必要とする重症度・緊急度に基づいて優先度を識別表示したトリアージタグの周知徹底を図る。

第2 後方医療体制の整備【健康推進部】

1 救急医療機関の災害時対応力の強化

医療救護班の応急処置を引き継ぐ救急医療機関では、ライフラインが途絶した場合にも、医療活動を継続できるよう、災害対応計画の策定を促進する。

2 後方医療機関の受入状況等情報連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と消防本部等間

における十分な情報連絡機能を確保するために災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

第3 応援医療体制の整備【健康推進部・危機管理課】

1 広域医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師不足及び医薬品等の不足等の問題が生じる。これらの広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、市外地域からの応援活動について、広域的協力を得るための体制の整備を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品等の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援について情報連絡をするための連絡網の整備、関連自治体、関係機関との連携等積極的に体制強化を図る。

第4節 物資及び資機材等の備蓄

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、飲料水、応急給水資機材、防災用資機材等の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

市は、平常時から指定避難所等に各種物資の備蓄（保管）に努めるが、特に、食料、飲料水、生活必需品及び医療品（医薬品）については、賞味（消費）期限や使用期限があるほか、備蓄スペース等の制約もあるため、市民ニーズや指定避難所等の実情に応じて、種類や数量等を計画的に検討していくものとする。その際、それらを補完する方策として、大型店舗等と防災協定を締結し、実際に大型店舗等にある物資や日々市場に流通している物資等を非常時に拠出させていただきいわゆる流通備蓄（ランニング備蓄）も積極的に推進していくものとする。

第1 食料、生活必需品、飲料水、応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

【総務部・危機管理安全部・上下水道部】

1 食料の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 食料の備蓄

ア 基本事項

(ア) 実施主体

市民、市、県が行う。

(イ) 食料、給与対象者

災害時の食品給与の対象者は、被災者及び災害救助従事者とする。

(ウ) 目標数量

市は、地震被害想定調査に基づく避難者、1日後の最大被災人口（4,623人）のおおむね1.5日分に相当する量の備蓄を目標とする。なお、災害救助従事者分についても同様とする。

これは、災害により輸送路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることから、市民に対しても最低3日分（推奨1週間分以上）の食料等の備蓄をお願いする。

(エ) 品目

災害直後の被災者のための食料としては調理不要の品目が望ましく、それ以降は、炊き出しに適した調理の容易な品目が望ましい。

また、備蓄品としては保存期間が長く、かつ調理不要のものが望ましく、調達品としては、乳児向け、高齢者向け、アレルギー対応食品など、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても対応したものが望ましい。主な品目は以下に示すとおりである。

- a 主食品・・・・・・・・・・アルファー米、乾パン、クラッカー等
- b 乳児食・・・・・・・・・・粉ミルク、離乳食等
- c その他の食品・・・・・・・・シチュー等
- d 要配慮者向け食品・・・・・・おかゆ等

イ 備蓄場所

市は、防災センター及び各現場本部（地区センター）、健康福祉センター、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備する。

ウ 食料の備蓄計画の策定

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握のうえ、食品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食品の備蓄計画を策定しておくものとする。

(2) 食料の調達

ア 食料の調達計画の策定

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握し、食料の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定及び更新しておくものとする。

イ 食料の調達体制の整備

市は、アの食料の調達計画に基づき、協力関係団体と十分協議して、その協力を得られるように、物資等の調達に関する契約及び協定を締結する。

(3) 食料の輸送体制の整備

市は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄及び調達を行う食品の輸送に関して、業者と協定を締結しておく。

(4) 食料集積地の指定

食料等の集積地については、市民体育館及び災害協定締結先の倉庫とする。

2 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

(1) 生活必需品の備蓄

ア 基本事項

(ア) 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住居に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(イ) 目標数量

地震被害想定調査に基づく最大避難者数約 6,500 人に相当する量を目標とする。

(ウ) 品目

- a 寝具
- b 外衣
- c 肌着
- d 衛生用品
- e 炊事用品
- f 食器
- g 日用品
- h 光熱材料
- i 簡易トイレ
- j 情報機器
- k 要配慮者向け用品
- l 乳児向け用品
- m 女性に配慮した用品
- n 更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
- o マスク、防塵マスク、消毒液

イ 備蓄場所

市は、防災センター及び避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備する。

ウ 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

(2) 生活必需品の調達

ア 生活必需品の調達計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておくものとする。

イ 生活必需品の調達体制の整備

市は、アの生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

(3) 生活必需品の輸送体制の整備

市は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

3 飲料水の確保及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 飲料水の確保

水道施設の配水池及びその他の公共施設等の受水槽等に貯留している水を最大限確保する。

ア 応急給水所の設置

市役所と各地区センターを給水拠点として簡易水槽などを設置し、そこに給水車両により鍵山浄水場や市内各配水場から飲料水を運搬する。給水拠点から指定避難所等への、飲料水の運搬は自主防災会等が行うものとする。その後、応援団体等の支援が確立され、人員や給水車両が確保されたことにより各指定避難所等に直接給水活動が行えるようになった場合は、運搬給水に切り替える。

イ 一日当たりの目標水量

被災後の時間経過に伴い、次に示す水量を確保目標とする。

	3日以内	1週間以内	2週間以内
段階	第1段階	第2段階	第3段階
目標水量	3ℓ/人日	20~30ℓ/人日	100ℓ/人日
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事・洗面等の最低生活用水	生活用水の確保
給水方法	拠点給水	運搬給水、仮設給水	運搬給水、仮設給水
給水地点	市役所、地区センター	指定避難所等	指定避難所等

ウ 給水方法

拠点給水	①市役所・地区センターに簡易水槽などを設置し、応急給水拠点とする。 ②指定避難所付近にある県送水管の空気弁に、応急給水装置を設置し避難者のための給水所とする。
運搬給水	①給水車・給水タンク積載車等により飲料水を優先運搬給水場所等に輸送し、給水する。(ウォーターバック、給水袋) ②県送水管の空気弁に応急給水装置を設置し、給水車・給水タンク搭載車等の臨時給水所とする。
仮設給水	災害時に使用可能な消火栓がある場合は、応急給水装置を設置して近隣住民へ給水を行う。

(2) 応急給水資機材の備蓄・調達

市は給水タンク、非常用飲料水袋等の応急給水資機材について、備蓄体制及び災害時における調達体制の整備を図る。

ア 備蓄体制

備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

イ 調達体制

応急給水に必要な資機材等が不足する場合には、関係機関と調整を図りつつ速やかに支援を要請する。

【入間市上下水道部防災計画による】

(3) 災害用指定井戸及び災害用深井戸

市は、大災害が発生した場合、市災害対策本部の給水体制が整うまでの間、市民に自主的に活用してもらうための施設として、災害用指定井戸（災害用深井戸を含む。）を指定している。そのため、市は、これらの施設について年1回水質検査を行う。

資料編『資料3-6 災害用指定井戸所有者一覧』参照

第2 防災用資機材等の備蓄【都市整備部・危機管理安全部・上下水道部】

1 全体計画

(1) 基本計画

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行われなければならないため、即対応が可能な市が備蓄を行うこととする。

ア 実施主体

原則として市が行い、県はそれを補完していくものとする。

イ 目標数量

各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値を目安とする。

ウ 品目

(ア) 仮設トイレ

(イ) 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）

(ウ) 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）

(エ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材

(オ) 発電機

(カ) 投光機

- (キ) 炊飯器
- (ク) テント
- (ケ) ろ水機
- (コ) ブルーシート
- (カ) 土のう袋
- (シ) 避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
- (ス) 携帯電話用充電器

エ 備蓄場所

防災用資機材を用いての救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、各現場本部や避難所単位で備蓄場所を整備していくものとする。

(2) 防災資機材等の備蓄計画の策定

市は各指定避難所・指定緊急避難場所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握のうえ、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておくものとする。その際、自主防災組織での備蓄体制も依頼していくものとする。

(3) 防災資機材等の備蓄

市は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

2 現況

備蓄状況は、資料編『資料3-7 防災センター備蓄品目一覧』に示す。

第3 医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備【健康推進部・危機管理課】

1 全体計画

(1) 基本事項

ア 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う市及び県が要請した機関とする。

イ 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害時用医療資機材セット等の医療資機材と、消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備することとする。

ウ 備蓄場所

- (ア) 防災センター
- (イ) 各現場本部（地区センター）
- (ウ) 各避難所
- (エ) 各救護所

(2) 医薬品等の備蓄及び調達計画の策定

市は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で把握し、災害時の医療及び助産活動のための医薬品等の備蓄及び調達計画を策定しておくものとする。

(3) 医薬品等の備蓄

ア 市は、(2)の医薬品等の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医薬品等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

イ 災害時の医薬品備蓄施設における、医薬品等の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

(4) 医薬品等の調達体制の整備

市は、(2)の医薬品等の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療救護活動のための医薬品等の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託契約」を行うとともに、市薬業会、入間地区医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日本助産師会をはじめ、県、近隣市及び関係業者と十分に協議し調達体制の整備を行う。

第4 企業等との災害協定の締結【各部】

市は、上記の食料、生活必需品、飲料水等の備蓄及び調達体制の整備等を補完もしくは実行するため、市内外の企業等と積極的に災害協定を締結し、緊急物資の調達体制を整備するものとする。

第5 物資調達・輸送に関する訓練の実施【各部】

市及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第5節 応急仮設住宅対策

災害による被害等により、家屋を失い自らの財力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の入居・管理体制の整備を推進する。

第1 応急仮設住宅の用地確保

【総務部・都市整備部・健康推進部・危機管理課・教育委員会】

1 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を次のように設定し、適切な用地選定を行うものとする。

- (1) 飲料水が得やすい場所
- (2) 保健衛生上適当な場所
- (3) 交通の便を考慮した場所
- (4) 住宅地域と隔離していない場所
- (5) 土砂災害の危険個所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）等に配慮した場所
- (6) 工事車両のアクセスしやすい場所
- (7) 既存生活利便施設が近い場所
- (8) 造成工事の必要性が低い場所

2 応急仮設住宅の用地選定

市は、県及び市独自の応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、市公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる応急仮設住宅建設予定地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。

なお、私有地の選定にあたっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じるものとする。

3 応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、想定された全焼、全壊、流失世帯数を基に算定する。

ただし、被害が大規模な場合は、基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、市は、できる限り多くの用地の確保に努めるものとする。

4 適地調査

市は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について、年1回、県に対して報告する。

第2 応急仮設住宅の設置計画の策定【総務部・都市整備部・福祉部・危機管理課】

市は、次のことを明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

1 入居基準及び要配慮者に対する配慮

市は、県及び市独自の入居基準に従い、入居者を選定するものとする。入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況を考慮するとともに、要配慮者に配慮するものとする。

2 応急仮設住宅の入居者の選考方法

入居者の選考にあたっては、選考委員会を設置して選考するものとする。

3 応急仮設住宅の管理

市は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、公営住宅に準じて行うものとする。

第6節 火災予防

地震によってもたらされる被害のうち、地震火災は、発災時の気象状況や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害を最小限にとどめるため、日ごろからの出火防止を基本とした予防対策を推進する。

第1 出火防止【危機管理安全部・消防組合】

1 一般火気器具からの出火防止

- (1) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。
- (2) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震安全装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等には対震自動消火装置が普及しているが、管理不良のためタールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、正しい使用方法や安全管理方法の徹底を図る。
- (3) 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅において、電気供給復旧時に火災が発生したケースもあり、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、感震ブレーカーの設置及び過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切に管理を行う。

引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

第2 初期消火【危機管理安全部・消防組合】

1 地域住民による初期消火体制の強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。すなわち、同時多発火災をくい止める最大の対策は、地域ぐるみでの初期消火活動にあるといえる。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災会と活動力の一層の向上を図り、バケツリレーや消火器による初期消火体制を整備し、消防署及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

2 事業所の防火管理の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、職場での従業員及び周辺の地域住民の安全確保のために、平常時から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

3 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、地域住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化に努める。

第3 消防力の強化【市民安全課・消防組合】

1 消防資機材の整備

消防署においては、消防ポンプ車、化学消防車及びはしご付ポンプ車等の日常火災に対する資機材を整備しているが、今後、震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を進めることとする。消防団においては、消防ポンプ車を中心に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付き積載車等の整備に努める。

2 消防水利の整備

地震時には水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想される。

市及び県は、これまで防火水槽の整備を推進してきたが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難場所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

3 消防団の育成

消防団は、震災時には常備消防の活動を補充し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。

市は、消防団を一層活性化し、災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施するとともに、若手リーダーの育成、女性消防団員、学生及び公務員等の積極的確保、機能別分団の導入、団員の処遇の改善、地域市民への防災指導などの取組をより一層推進する。

また、地域との連携による消防団のイメージアップ戦略、他市町村との相互応援協定による消防団の応援体制の強化等も検討する。

第4 大規模火災予防【都市整備部・市民安全課・消防組合】

密集市街地等での大規模火災により、多数の死傷者等の発生や、地域の社会経済基盤の喪失につながることもある。

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、さらには、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多い。

このため、関係機関が密接に連携して効果的な対策を進めることとする。

第7節 緊急輸送体制の整備

災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣自治体、防災関係機関及び関係団体と協議のうえ、市内の各防災活動拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図るものとする。

第1 緊急輸送道路の確保【市民生活部・都市整備部】

災害時において、救援・救護活動などの必要な人員と物資の輸送を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市は、災害時に緊急輸送等に用いる道路を指定するとともに、交通規制の実施及び緊急輸送道路の応急資機材に関する整備を推進する。

1 緊急輸送道路の指定

(1) 県指定の緊急輸送道路

県は、災害時の緊急輸送道路を指定しているが、本市域内における指定道路については、「第3編 災害応急対策編 第1章 第8節 第3」による。

(2) 緊急輸送道路及び沿道の整備

広幅員道路等は延焼拡大の遮断帯となるばかりではなく、避難や緊急輸送等に供する拠点となる。したがって、市は、指定された緊急輸送道路の沿道建築物の不燃化・耐震化を促進し、地震による建物の倒壊から生ずる瓦礫等の障害物の発生を最小限にとどめ、道路閉塞を起こさないよう対策を講ずる。

また、平常時から道路管理者と連携を図り、大きな障害物の発生の可能性がある箇所についても調査把握に努める。

さらに、市は、平常時から緊急輸送道路に慢性的な交通渋滞が発生していないかについても確認することとする。

(3) 道路啓開体制の整備

大規模災害発生時における道路啓開は、当然に通常の道路復旧とは性格を異にし、人命救助と並んでその重要性は極めて高く、発災後の応急活動における最優先事項である。

道路啓開活動が円滑になし得ない場合は、人命救助のための緊急車両、あるいは緊急物資輸送のための車両等の進入が不可能となるため、入間市災害対策協会等の各関係機関と連携し、迅速かつ的確に啓開活動にあたるものとする。

ア 協力体制の整備

市は、災害時の道路啓開作業が円滑に進められるように、平常時から入間市災害対策協会等の各関係機関との連携を図るとともに、総合防災訓練等の機会に実際に重機を使用し瓦礫等の除去を想定した訓練を実施するなど、万全の協力体制を構築しておくものとする。

イ 道路啓開状況等の情報提供体制の整備

市は、災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政用無線、マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

(4) 市民への周知

市は緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より市民へ周知する。

2 交通規制等の連携体制

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、埼玉県及び防災関係機関との連携の上で整備に努める。

3 応急復旧用資機材の整備

市は、災害時の緊急輸送道路の応急復旧を迅速に実施するための人員を確保するとともに、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

第2 輸送車両の確保【総務部】

災害時の応急輸送対策において、人員及び物資等の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、これらを効果的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

1 輸送車両の増強

市は、災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両の円滑かつ効果的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

2 調達体制

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用される車両及び燃料等を災害時に迅速に調達できるように関係機関、関連企業等との協定締結等による協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

また、災害に備え、庁用車のガソリンは常に半分以上入れておくことを心がける。

3 緊急輸送車両等の事前届出の推進

市は、各関係機関に対し、災害発生時に応急対策を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

特に、避難所等への物資輸送を考えた場合、多くの流通拠点ルートを有する大型スーパーやコンビニエンスストア等の配送車両は極めて有効な輸送手段となる。したがって、避難所等へのきめ細かな物資輸送体制の構築に鑑み、当該機関に対し、緊急通行車両事前届出について周知するよう努める。

資料編『資料3-8 緊急通行車両事前届出対象車両一覧』参照

第3 輸送施設・拠点の確保等【各部】

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）について把握・点検するものとする。また、市、国及び県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努

めるものとする。

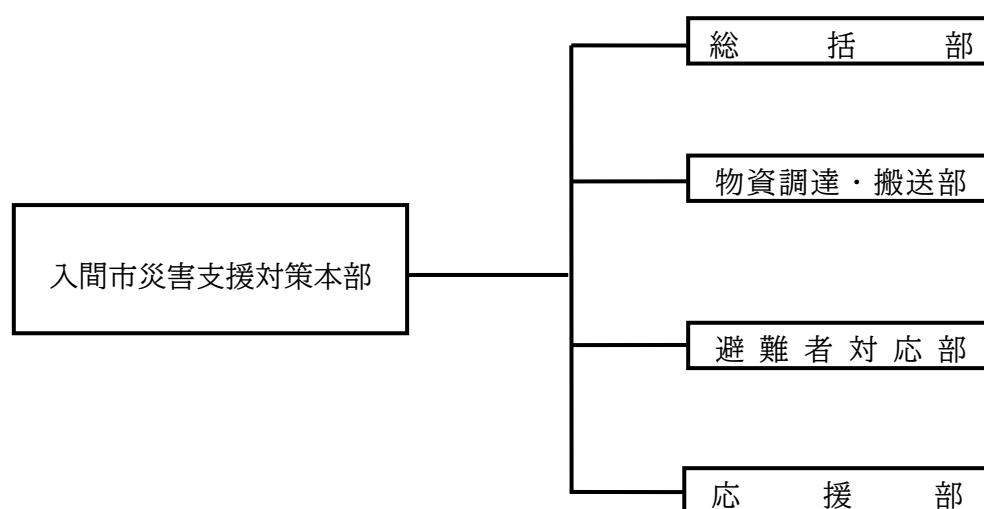
第8節 災害支援体制の整備

第1 基本方針

被災地及び被災者への支援活動体制を整備し、啓発、研修、訓練等を通して、円滑で的確な対応を行う体制を確立する。

第2 組織体制

災害支援時においては、「入間市災害支援対策本部」を設置し、被災地及び被災者の復興支援・救援等について全庁一体となって対応する。本部の組織は4つの部で構成する。



第3 実施体制【各部】

(1) 総括部【危機管理安全部・企画部】

- ア 支援に関する運営全般に関すること
- イ 支援に関する各部への指示及び支援に関すること
- ウ 国・県及び関係機関からの情報収集及び連絡調整に関すること
- エ 被災情報の収集、広報及び市民からの問い合わせに関すること
- オ 各部の任務配置の調整に関すること
- カ 財務執行に関すること
- キ 各自主防災会との連絡調整に関すること
- ク 計画停電時における東京電力パワーグリッドとの連絡調整に関すること
- ケ 義援金の受付に関すること
- コ 対策会議に関すること
- サ 被災地への人的支援（職員派遣）の調整に関すること
- シ 被災地への物的支援の調整に関すること
- ス 災害派遣等従事車両証明書の発行に関すること

(2) 物資調達・搬送部【総務部・環境経済部】

- ア 救援物資（食料・衣類・生活必需品等）の集積場所の設置及び管理に関すること
- イ 被災地拠点施設への救援物資運搬に関すること
- ウ 埼玉県の集積地への救援物資運搬に関すること
- エ 救援物資運搬のための車両確保に関すること

(3) 避難者対応部【市民生活部・都市整備部・福祉部・こども支援部・健康推進部
・教育部・上下水道部】

- ア 避難者の相談窓口の開設及び運営に関すること
- イ 被災地からの避難者の滞在場所の確保・あっせんに関すること
- ウ 公営住宅（県・市）の空き情報の収集及びあっせんに関すること
- エ 民間住宅の空き部屋提供者の募集及び調整あっせんに関すること
- オ 民間住宅への入居あっせんに伴う全国宅地建物取引業協会連合会との調整に関するこ
と
- カ 他市町村からの避難者の安否情報等の提供に関すること
- キ 避難者への食材、食事及び物資の調達・提供に関すること
- ク 避難者の医療及び保健指導に関すること
- ケ 社会福祉協議会との連絡調整に関すること
- コ 災害ボランティアの受入調整に関すること
- サ 児童・生徒（避難者）の受入れに関すること
- シ 母子保健サービス
- ス 定期予防接種に関すること
- セ メンタルケアに関すること
- ソ 児童扶養手当に関すること
- タ 保育料の減免に関すること
- チ 就労支援に関すること
- ツ 医療機関への被保険者証の提示に関すること
- テ 市税全般に関すること
- ト 国民年金保険料の免除に関すること
- ナ 国民健康保険税の減免に関すること
- ニ 後期高齢者医療保険制度保険料の減免に関すること
- ヌ 介護保険料の減免に関すること
- ネ 介護サービス利用料の免除に関すること
- ノ 水道料金の減免に関すること
- ハ 下水道使用料の減免に関すること
- ヒ 就学援助制度に関すること
- フ 避難者の救急搬送及び防火指導に関すること

(4) 応援部

災害支援対策本部の指示により、上記3部の活動に関し応援を行う。

第9節 その他の災害予防

第1 罹災証明書の発行体制の整備【企画部・危機管理課】

市は、被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制を整備する。

1 発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2 支援システムの活用

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第2 がれき処理等廃棄物対策【環境経済部】

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

1 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平常時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

2 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための市民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの分別を行うため、市民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

3 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

4 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他市町村や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第3 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備【環境経済部】

市は、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、商工会・工業会等との連携体制の整備に努めるものとする。

第3章 市民の協力による防災対策

第1節 避難時の心構え

東日本大震災においては、平常時からの防災教育により、小中学生が自らの判断で津波被害から命を守った「釜石の奇跡」のように、避難対策及び避難行動に対する考え方が生死を分ける結果となった。ここでは、過去の事例から得られる教訓を基に、災害における避難対策について策定するものとする。

第1 避難行動の留意点

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に対する考え方

市長は、大雨・台風等の風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行い、その後速やかにその内容を市防災行政用無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知を行う。

ただし、相当事態が切迫している場合は、市からの高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令がなくても、積極的にテレビやラジオ等から情報を入手し、自らの判断で避難行動を開始するよう啓発する。

2 適切な避難行動の啓発

未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、その後様々な検証が行われているが、そのなかでも、市は、岩手県釜石市における、自らの命を主体的に守るための避難行動啓発の成果から得られる点について啓発していく。

(1) 想定にとらわれない

自然現象は人の想定を超越している。したがって、ハザードマップ等に示されている被害想定に頼りすぎないことが重要である。

(2) 与えられた環境下で最善を尽くす

自然現象が引き起こすことは完全には予測できない。自身が置かれた状況下で常に最善の方策をとることが重要である。

(3) 率先避難者になる

自ら率先して避難行動に移ることにより、自分以外の周りの人々も同調して避難行動に移ることが期待でき、多くの命を救うことにつながる。

第2 状況に応じた避難行動

死者が26名に上り、後に激甚災害として閣議決定された平成21年台風9号は、避難行動における様々な課題を浮き彫りにした。

特に大きな被害を受けた兵庫県佐用郡佐用町においては、死者20名のうち、9名が夜間の避難行動中に増水した用水路の濁流に流され亡くなった。

市は、避難行動における次の留意点について市民への啓発に努めるものとする。

(1) 行政から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発せられた場合であっても、屋外

- の状況等を冷静に確認し、命にかかわる危険を冒してまで無理に避難所等に移動しようとしない。安全を確保しその場に留まることも、避難活動のうえで選択肢の一つとなる。
- (2) 大雨・台風により水害の発生が懸念され、特に夜間において避難行動をとらざるを得ない場合は、懐中電灯等の必要な装備品を必ず携行する。夜間の避難は、昼間のそれと比べてかなりの危険を伴う。たとえば、避難途中の道路において、マンホールの蓋が下水管を逆流した雨水により持ち上げられ流出してしまい、落とし穴状になってしまう事例などが考えられる。
- (3) 避難方法・避難経路・避難場所の選定に必ずしも決まりはなく、特に避難方法については、状況に応じて臨機に水平避難と垂直避難を選択する必要がある。

特に、平屋建ての住宅等建物においては、床上浸水等の被害を受ける危険性がある場合、階上への避難ができないため、最寄りの避難所等へ水平避難する。

また、局所的な集中豪雨等で状況が切迫しており、避難所までの移動が困難な場合は、無理に目的地まで移動しようとせず、速やかに近隣の建物の上階や高台等へ垂直避難する。その際、気象庁が発表する「記録的な大雨に関する気象情報」の表現内容（例：これまでに経験したことのないような大雨）を注視し避難行動に移る際の一つの判断基準とする。

第2節 防災組織の育成・強化

大規模災害等による被害の軽減を図るため、市民の役割を明確にして、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進して、地域防災体制が確立した災害に強い地域づくりを進める。

第1 市民の役割

市民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を行うものとする。

1 平常時の役割

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- (4) 防災用品、非常持出品の準備
- (5) 一人3日分（推奨1週間分以上）の飲料水・食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレ
ットペーパー等生活必需品の備蓄
- (6) 自動車へのこまめな満タン給油
- (7) 家具類の転倒防止（固定）や窓ガラスの落下・飛散防止
- (8) ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全化
- (9) 災害時の家族同士の連絡方法の確認
- (10) 市や自主防災会等が実施する防災訓練への参加
- (11) 区・自治会が構築する地域の協力・協同体制への参画
- (12) 可能な範囲での近隣の要配慮者の把握と交流
- (13) 要配慮者がいる家庭は、住民組織や市へ可能な範囲で事前に通知
- (14) 住宅の耐震化
- (15) 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
- (16) 家庭や地域での防災総点検の実施
- (17) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

2 災害時の役割

- (1) 適切な初期消火
- (2) 地域住民の共助による近隣の負傷者・要配慮者の救出・救助
- (3) 避難場所での自主的な活動
- (4) 県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- (5) 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- (6) 風評に乗らず、風評を広めない

第2 自主防災組織等の整備【市民安全課】

大規模な災害が発生した場合には、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民の自主的な防災活動による地域での助け合い、すなわち『自分たちの地域は自分たちで守る』という基本理念のもと、市民自らによる出火防止、初期消火及び被災者の救

出救護・避難等を行うことが必要である。このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

1 自主防災組織の編成

自主防災組織は、地域既存コミュニティである自治会等を活用し組織する。

2 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- (1) 地区防災計画等の策定
- (2) 地区防災拠点の確立
- (3) 会員への防災意識の啓発・防災対応の徹底
- (4) 防災訓練の計画と実施

[災害発生直後]

- (1) 自主防災組織の編成・出動
- (2) 地区の沈静化
- (3) 被害状況の報告（災害対策本部、現場本部へ報告）
- (4) 地区住民の生死確認と避難が必要な地区住民の誘導
- (5) 負傷者の収容と救護
- (6) 生存不明者の搜索
- (7) 初期消火の実施
- (8) 避難所の運営活動の実施

[災害沈静後]

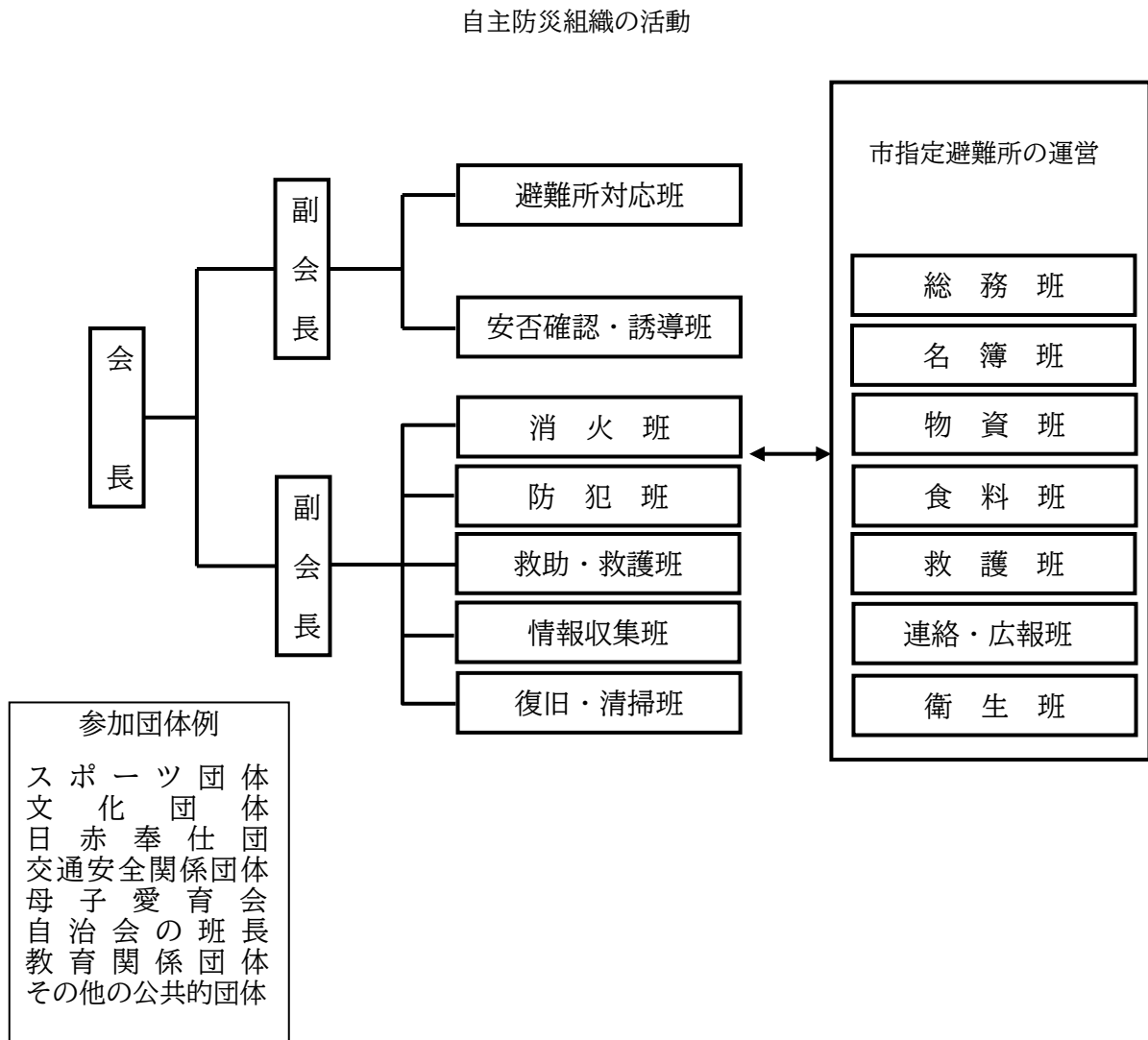
- (1) 地区住民の一時的生活の保障
- (2) 地区内の復旧
- (3) 地区復旧の今後についての調整

3 自主防災組織の育成

- (1) 防災講演会や研修会を開催するとともに、パンフレットやリーフレットを作成・配布し、自主防災組織活動の重要性や役割を啓発する。
- (2) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修を実施し、組織的活動を支援する。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。
- (3) 自主防災組織の活動及び資機材の整備に対する補助金の交付を実施する。

資料編『資料4-4 入間市自主防災組織整備事業補助金交付要綱』参照

自主防災組織図（例）



第3 事業所等の防災組織の整備【市民安全課・消防組合】

1 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合は、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。特に、自主防災組織の構成員である地域住民が、日中に仕事等で不在のケースも多いことから、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

2 防災組織の整備

(1) 施設内の防災意識

市は、学校、病院及び産業文化センター等不特定多数の人が出入りする施設に対し、

防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

(2) 危険物等関連施設及び高圧ガス施設等の防災意識

市は、危険物等関連施設における予防規定及び防災組織の活動等に対し、必要な助言を行い、自主的な防災意識の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており、災害時に一般市民の援助を期待することが困難であり、さらに、消防機関の活動もおおのずから限界がある。

したがって、専門的組織を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を強化し、相互に補完しあって防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導、助言を与えその育成強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(3) 事業所内の防災組織

市は、各事業所が既存の自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。

また、埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度への登録を促進し、市と登録企業との協力体制の整備に務める。

(4) 関係機関への協力体制の確立

以下に掲げる機関や組織との協力体制の確保を推進し、これらの機関と共同した防災訓練や要配慮者の避難支援体制への参加等を促進する。

- ア 民生委員・児童委員、日赤奉仕団、自主防災会及び地域包括支援センター
- イ 農林商工関係団体
- ウ P T A、母子愛育会及びその他の市民団体
- エ その他の公共的団体

第4 ボランティアの活動環境の整備【福祉部・社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援、救護活動に重要な役割を担うことから、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力や体制を平常時から構築する必要がある。

市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という）等、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

1 災害ボランティアセンターの整備

災害時のボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を必要とするボランティアと、避難場所等における被災者の世話や救援物資の仕分け、炊き出し等資格を必要とし

ないボランティアがある。

本市においても大規模な災害が発生した場合、全国からボランティアが参集することが予想される。このため、入間市社会福祉協議会と協力し、災害時にボランティアの受入れ、ボランティア活動の調整などを実施するために、災害ボランティア制度の整備を推進する。また、ボランティアの登録及び派遣並びに災害ボランティアセンターの運営方法について、ボランティア団体と調整しながら、運営マニュアルの作成に努める。

2 災害ボランティア活動の環境整備

市及び県は彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、災害時に、市及び県は、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

3 ボランティア関係機関等との情報共有

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

4 登録ボランティア

専門性が必要とされるボランティア及び地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業について、平常時から登録を行い、災害発生に備えるものとする。

第3節 防災意識の啓発

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害による被害を未然に防止し軽減を図るためには、市及び県、防災関係機関等による各種の災害対策を推進すると同時に、市民一人ひとりが地域と生活を自らの手で守る気構えと行動が重要となる。

市及び県、防災関係機関等は体系的な防災意識の啓発により、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する。また市及び県は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。さらに、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

第1 市民に対する防災意識の啓発【市民安全課】

1 市民向け防災意識啓発内容

市及び県は市民に対し次のような防災意識啓発を図る。その際は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

- (1) 地震が起こるしくみと予想される被害
- (2) 地域の地震危険度
- (3) 災害状況別の行動指針
- (4) 平常時から実施すべき災害への備え
※住宅等建物の耐震性向上と家具固定の重要性
- (5) 防災対策の現状
- (6) 緊急地震速報を受けたときの対応行動
- (7) 気象災害等の解説

2 防災学習センターの活用

常設の防災教育拠点である「埼玉県防災学習センター」等を活用し、市民に対して継続的に防災意識の高揚を図る。

3 PR資料の作成配布

広く市民に向けた防災に関するPR資料を作成、配布し、主に防災知識の普及啓発を図る。PR資料としてはポスター、リーフレット、小冊子、図書及び広報紙等が挙げられ、啓発対象に応じた適切なメディアを選択して作成、配布を行っていく。

4 防災意識啓発用設備、教材の貸出

市は、防災意識の啓発に役立つ設備・機器、ソフトウェア、映像資料等の整備及び周知を行い、希望する団体又は個人に対して貸し出しを行う。

5 講演会・研修会の開催

災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き講演会・研修会を開催する。

6 災害図上訓練等の実施

市は、自主防災会の研修会等を通して、住民参加型防災ワークショップである「災害図上訓練（DIG）※1」を実施し、避難行動時等に障害となるような危険箇所等（災害リスク）をあらかじめ明確にしておく。その際、洗い出した内容を地域防災マップ等に反映させ、地域住民の共通認識を形成しておくとともに、定期的に内容の見直しを行う。

また、「避難所開設・運営訓練（HUG等）※2」を実施し、避難所で起きる様々な事態への対応を学び、避難所の開設・運営リーダーの育成を図る。

※1 災害図上訓練（DIG）： Disaster Imagination Game

※2 避難所運営訓練（HUG）：Hinanzyo Unei Game

7 市公式ホームページ、マスメディア等の活用

市は、市公式ホームページへの掲載をはじめ、テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く市民に対して防災意識の高揚を図る。

また、適宜入間ケーブルテレビ及びFM茶笛における市広報番組等を活用し、防災意識の啓発を図っていく。

8 緊急地震速報の周知徹底

市は、気象庁が発表する緊急地震速報のしくみや利用方法について、防災研修会等の機会を利用して平常時から広く市民や自主防災会等に周知する。その際、特に、緊急地震速報の注意点についても説明する。

9 建物（住宅等）の耐震性向上と家具固定の重要性に係る啓発

市は、自主防災会の研修会等を通して、平常時から住宅等建物の耐震性向上と家具固定等事前対策の重要性を啓発していくものとする。

(1) 住宅等建物の耐震性の向上

市は、市補助金等を利用した木造住宅耐震診断及び改修を促進する。その際、建築基準法が改正された昭和56年6月以前の木造住宅を中心に進めるものとする。

(2) 住宅等建物内部の家具固定等

住宅等建物の耐震性が向上しても、発生する地震の規模によっては、依然として、住宅等建物が揺れるという課題が残る。

そのため、市は、自主防災会の研修会等を通して、住宅等建物内部の家具固定等の方法を具体的な例を示して周知徹底していくものとする。その際、リーフレット・模型等の各種資料を用いて、わかりやすい説明を心がけるものとする。

(3) 就寝場所の状態の確認

平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成21年8月の台風9号等のように、災害の発生は時を選ばないため、人が就寝している時間帯に襲ってくる場合もある。

そのため、市は、自主防災会の研修会等を通して、就寝場所における家具の配置等の確認を促すものとする。

10 災害教訓の伝承

市は、過去の災害の教訓や文化を後世に伝えるため、災害記録、災害調査結果、その他過去の災害に関する資料を収集・整理し、適切に保管、公開する。また国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関するモニュメント等）の意味を正しく伝承するよう務める。

また、市内各地区における災害教訓の伝承活動を啓発し、その取組を支援する。

11 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員・児童委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

12 家庭内の三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。

- (1) 家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付けなどをして家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- (2) 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT 災害用伝言板 web171 をそれぞれ体験し、発災に備える。
- (3) 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

市及び県は、三つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

13 マイ・タイムライン作成に関する普及・啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成や、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

〔マイ・タイムライン作成のポイント〕

- 1 事前の確認
 - ①住んでいる場所の特徴
住んでいる場所が浸水エリアや土砂災害区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認
 - ②避難先の想定
住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるような複数の避難場所を想定しておく。
 - ・自宅が安全が確保できる場合は「在宅避難」……自宅待機
 - ・避難が必要な場合は「立退き避難」……避難場所、安全な場所にある親戚・知人宅等
 - ・避難が必要だが困難な場合は近隣への「立退き避難」もしくは「屋内安全確保」……近隣の安全な場所：3階建て以上の強固な建物（浸水する深さ5m未満の場合）、小高い場所
 - ……家の中の相対的に安全な場所：上の階、がけから離れた部屋
- 2 情報の入手
気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。
- 3 早めの避難
警戒レベル4（避難指示）までに危険な場所から必ず全員避難

【県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」による】

14 171（災害用伝言ダイヤル）等の周知

市は、171(災害用伝言ダイヤル)・災害用伝言板及びweb171(災害用伝言板)のPRに努める。

15 防災知識の普及

- (1) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。
 - ア 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
 - オ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - カ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (2) 市、県及び国は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

- (3) 市、県及び国は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。
- (4) 市、県及び国は、学校における消防団員等が参画する体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

16 雪害対策における自助の取組

- (1) 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

また、市民が安全な除雪作業を行えるよう、市は、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防災に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

- (2) 市及び県は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。

第2 防災上重要な施設における防災意識の啓発

【環境経済部・福祉部・こども支援部・健康推進部・消防組合】

1 病院及び社会福祉施設における防災意識の啓発

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲を生む危険性があるため、平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等十分な啓発、訓練活動を行う。

また、夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練などにより、平常時より連携を深めておく。さらに、日ごろから地震防災応急計画（消防計画）について、従業者、入所者に対して十分な周知を図るとともに防災意識の高揚に努める。

2 ホテル等宿泊施設における防災意識の啓発

宿泊客の安全を図るためには、災害時の災害情報の宿泊客への周知と、避難誘導が最も重要である。このため、従業者に対して、消防設備、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた啓発及び訓練を実施する。

また、宿泊客に対しても、避難等の災害時の対処について掲示板・チラシ等を通じて理解を得る。

3 その他

高層マンション等建築物、駅、大規模小売店及びレクリエーション施設等不特定多数の人々が集まる施設においては、災害時に避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じ

た対策を迅速かつ確実に実施できるよう十分に防災意識の啓発及び訓練を実施しておく。

第3 防災対策要員に対する防災意識の啓発【総務部・危機管理安全部】

1 市職員に対する防災教育

災害発生時に応急対策の実行主体となる市職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び市や県の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。このため、マニュアル等の整備や防災教育を行う。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

各防災関係機関では、災害時の応急対策を実施する要員に対して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

第4 学校における防災意識の啓発【教育委員会】

市、県及び国は、防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

なお、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。発災時の危険回避及び安全な避難行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行う。

また、小中学校における総合学習等の時間を利用し、自らの生命及び身体を守るための避難行動、住宅等建物の耐震化や家具固定等の予防対策等について説明したり、中学生に対してはマイ・タイムライン教育を行うなど、平常時から「自助、共助」の重要性を積極的に啓発する

1 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験の実施及び県、市が整備を進める防災教育拠点での体験会等を実施する。

2 教科目による防災教育

社会科教育や理科教育の一環として、総合学習の時間等を利用して、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意すべき事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

4 学校防災計画の策定

多数の園児、児童及び生徒等の安全を確保するため、専門家や保護者の協力の下、学校等の実態に即した防災計画を策定する。

策定に当たっては、学校管理規則、防火、警備等の計画と整合を図り、学校等の立地、施設、設備等の状況や脆弱性を考慮するものとする。

第5 事業所における防災意識の啓発【環境経済部・市民安全課・消防組合】

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを十分に認識し、従業員に対して防災研修会等を通じて防災意識の高揚を図ることが必要である。市は、各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、他市町村や県、国が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市及び商工会・工業会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第4節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

また、実際的な想定に基づく防災訓練は、計画の熟知、防災関係機関相互及び防災関係機関と市民との間の協調体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等、副次的な効果も高いと考えられることから、継続的に実施していく。

加えて、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

市及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第1 総合防災訓練【各部】

大規模災害の発生を想定し、災害後の対策を網羅的かつ総合的に実施する総合防災訓練を地域と合同で実施し、災害対応力強化と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、検証を図る。

総合防災訓練は、次のような内容を参考に実施する。また、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れる。

1 市及び県を主とするもの

災害対策本部設置運営訓練、災害情報の収集伝達・広報訓練、交通対策訓練、災害現地調査訓練、避難所・救護所設置運営訓練、応援派遣訓練、道路応急復旧訓練、応急手当・感染症予防訓練、水防訓練、非常用飲料水給水訓練、衛星携帯電話通信訓練等

2 防災関係機関を主とするもの

消火訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練等

3 自主防災組織・市民を主とするもの

初期消火訓練、応急救護訓練、炊き出し・給食配付訓練、避難行動要支援者安否確認訓練、避難誘導訓練、避難者名簿作成訓練、物資調達訓練、避難所開設訓練等

第2 市及び防災関係機関等が実施する訓練【各部】

市、指定公共機関をはじめとする各防災関係機関は、災害時の対策活動の中心的役割を迅速かつ的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、実施していくものとする。

1 避難訓練・避難所開設・運営訓練等

(1) 市による避難訓練

災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期すため、市が中心と

なり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て毎年1回以上実施する。

(2) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時に、幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

また、総合防災訓練では教育委員会との連携のもと、中学生を対象に避難所となる学校施設での避難所の開設、運営訓練への参加を促すことにより、平日の突発的な災害にも協力できる防災体験の更なる拡充を図る。

なお、今後は、状況に応じて、総合防災訓練等に、地域に居住する小学生（高学年）、高校生及び大学生の参加も検討し、防災意識の幅広い啓発に努める。

2 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員等の参集のため、非常参集訓練を実施するとともに、災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練もあわせて実施する。

特に、市は、災害発生時における初動体制、職員の安否確認体制等を検証するため、職員参集システム（職員専用）等を利用し、定期的に職員の安否確認や参集状況の確認訓練を実施する。

3 緊急輸送道路の応急復旧訓練の実施

市は、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、国、県、警察等の関係機関と連携して訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練【危機管理安全部・消防組合】

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、市民との相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施していくことが重要である。日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を毎年実施する。

また、地域の一員として、市及び自主防災会等の行う防災訓練にも積極的に参加する。

2 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防署の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施していく。

訓練項目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難指示・避難誘導訓練、避難者名簿作成訓練及び物資調達訓練、炊き出し・給食配付訓練、避難行動要支援者安否確認訓練等を行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

3 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災学習センター等での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を繰り返し継続的に実施していくものとする。

4 基礎訓練反復の重要性

過去の大規模災害等の教訓を生かし、時機を得た訓練メニューの修正、追加は必要である。

一方で訓練はあくまでも平常時に行われるものであり、非常時に比べて心の動揺はかなり少ないといえる。非常時にこそ落ち着いて冷静な対応がとれるよう、避難誘導、初期消火、応急手当等の基礎訓練を何度も繰り返して自らの体に浸透させておくことが肝要である。

特に、初期消火については、大規模地震等発生時において、同時多発火災を未然に防ぐために欠かせない応急対策活動であり、平常時から消火器の取り扱い等について習熟しておく必要がある。

第5節 要配慮者等の安全確保体制の整備

近年の災害では、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び身体障害者等災害対応能力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「要配慮者」という。）が災害の発生時において、被害を受ける場合が多くなっている。このため、要配慮者の防災対策を積極的に推進し、災害時の安否確認等が迅速に行えるよう、要配慮者安全確保体制の整備を行っていく。

特に市は、避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化し、迅速かつ円滑な避難を実現するものとする。

第1 社会福祉施設等入所者の対策【福祉部・こども支援部・健康推進部・施設管理者】

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「震災対策計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、県及び市は所管する社会福祉施設についてこれを指導する。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否確認情報の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

3 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

4 施設間の相互支援システムの確立

市は、市内の施設を地区ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど各施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設管理者はこれに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

5 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

6 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行い、県及び市はこれらの安全対策について指導する。

7 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、次の物資等を備蓄しておくものとし、県及び市はこれを指導する。

- (1) 非常用食料（特別食を含む）（3日分）
- (2) 飲料水（3日分）
- (3) 常備薬（3日分）
- (4) 介護用品（3日分）
- (5) 照明器具
- (6) 熱源
- (7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

8 防災意識の啓発及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した「震災対策計画」について周知徹底し、消防署や市民等との合同防災訓練、夜間の職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

9 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の区・自治会やボランティア団体及び近くの高等学校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請時の手続きが円滑に行えるよう、市との連携を図っておく。

第2 要配慮者の対応【市民生活部・福祉部・こども支援部・健康推進部・危機管理安全部】

1 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置、外国語の併記表示やユニバーサルデザイン等を活用した案内板の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤の整備を促進する。

2 防災意識の啓発及び訓練の実施

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシ、ハザードマップの配布などを行い、外国人向けには外国語版を作成し配布する。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかける。外国人に向けては、防災行政用無線を利用したやさしい日本語や外国語により訓練参加を促す。実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

3 福祉避難所の指定

市町村は、特別支援学校や社会福祉施設等とあらかじめ協定を結び、福祉避難所として指定し、その旨を公示する。

また、指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみであることを公示しておく必要がある。

4 地域・機関との連携

- (1) 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 社会福祉施設との連携

市は、専門的な介護を必要とする在宅の被災者や避難者が災害時に速やかに社会福祉施設に一時入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図り、福祉避難所の設置協定の締結を推進する。

また、福祉避難所に指定した社会福祉施設については、避難者の移送体制や受入体制を整備するとともに、開設・運営訓練を実施する。

※「福祉避難所」とは、一般の避難所では生活に支障を来す要介護高齢者や障害者などを受け入れてケアを行う避難所をいう。

(3) 近隣助け合い活動等の活用

市は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア等による近隣助け合い活動等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(4) 在日外国公館との連携

市は、在日外国公館との連携によって情報提供を図る。

5 相談体制の確立

市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、在宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

6 通訳・翻訳手段の確保

市は、外国人・聴覚障害者が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳者・手話通訳者・要約筆記者や翻訳ボランティア、翻訳機などの確保を図る。

第3 避難行動要支援者の対応

【市民生活部・危機管理安全部・福祉部・こども支援部・健康推進部】

1 避難支援体制の整備

市は、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府 令和3年5月改定）に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び活用等に関して、次のとおり取組むものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、原則次のとおりとする。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ア | 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方 |
| イ | 療育手帳（A・A）の交付を受けている方 |
| ウ | 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方 |
| エ | 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成認定を受けている方 |
| オ | 要介護度3以上の認定を受けている方 |
| カ | 75歳以上の高齢者のみの世帯の方 |
| キ | 日本語によるコミュニケーションが困難な在住外国人 |
| ク | その他支援を必要とする方 |

なお、避難行動要支援者の名簿の作成及びその避難行動支援計画は、下記項目に沿い、別途これを定める。

(1) 名簿作成に必要な個人情報の入手等

避難行動要支援者に該当する者について、市が管理している要介護認定情報、各種障害者手帳台帳等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への登録を希望する者については避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。また、必要に応じて、県等に情報提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|---|---------------------------|---|-------------|---|----|
| ア | 氏名 | イ | 生年月日 | ウ | 性別 |
| エ | 住所又は居所 | オ | 電話番号その他の連絡先 | | |
| カ | 避難支援等を必要とする事由 | | | | |
| キ | その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 | | | | |

(2) 名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿を原則として年1回更新する。

このため、転入・転出・転居の届出、社会福祉施設への入所、要介護認定、障害者認定等の情報を確認し、更新内容を避難支援等関係者へ周知する。

(3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得ることとする。

- | | | | | | |
|---|------------|---|-----|---|---------|
| ア | 消防 | イ | 警察 | ウ | 自主防災会 |
| エ | 民生委員・児童委員 | オ | 消防団 | カ | 社会福祉協議会 |
| キ | その他市長が定める者 | | | | |

(4) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

避難支援等関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう次の点について説明や指導を行う。

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解 |
| イ | 必要以上の名簿の複製の禁止 |
| ウ | 施錠可能な場所への名簿の保管 |
| エ | 団体内部での名簿取扱者の限定（個人でなく団体の場合） |
| オ | 名簿の取扱状況についての市への定期報告 |

(5) 円滑な避難のための情報伝達の配慮

避難行動要支援者名簿を活用した円滑な避難が行われるよう、多様な情報伝達体制の整備に努める。

3 避難行動要支援者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、避難行動要支援者に配慮した避難所（青少年活動センター）又は避難所内の要配慮者スペースについて、避難行動要支援者の避難生活を考慮した救援物資や介助用具の備蓄及び調達体制を確保するとともに、介護スタッフ等の確保体制を整備し、避難所運営計画を策定する。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人及び家族等の生命及び身体等を守ることを第一とし、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うことを前提とする。

このため、平常時から避難支援等関係者へ災害危険区域や被害想定等の情報を提供し、訓練等を通じて安全な避難支援活動ができるように支援する。

また、状況によっては避難支援等関係者が避難を支援できない可能性があることなどについて、避難行動要支援者の理解を求める。

5 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成と管理

市地域防災計画に基づき、市関係各課、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、市庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 地区防災計画との整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(3) 個別避難計画の提供

市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

第6節 帰宅困難者対策

鉄道等の公共交通機関が運行を停止し、人々が外出先から一斉に帰宅しようとする、主要駅等では大きな混乱が生じる。このため、市では「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。東日本大震災後の有識者による分析をみても、人々が発災当日に無理をしてまでも徒歩等により帰宅した理由として、「家族等の安否確認ができず不安なため」との結果が得られている。逆に言えば、家族等の安否確認ができれば人々の無理な帰宅を減らし、駅周辺等での混乱も避けることができる。

したがって、市では、市内各駅周辺における一時滞在施設の確保等の対策に努めつつ、防災研修会等を通じて平常時から家族等への安否確認の連絡体制の確認、企業や学校等での一時的滞在の必要性について周知を行う。特に、大規模災害発生直後においては、通信規制や通信の輻輳等により音声通話が不可能となるため、災害用伝言ダイヤル（171）やインターネットによる文字情報（メール・ツイッター等）の活用について周知する。

その際、通学・通勤等で「市外にいて市内への帰宅が困難な人々」のほか、市内大型商業施設への買い物や市内事業所に働きに来ている「市内にいて市外への帰宅が困難な人々」についても考慮するものとする。

なお、埼玉県地震被害想定調査によると、立川断層帯地震等が発生した場合に市外への外出先から戻れなくなる市民は、最大1万人程度と予測されている。また、国勢調査によると、市外から市内に通勤・通学する昼間流入人口は約2万6千人で、立川断層帯地震等が発生した場合にはこれらの方々が帰宅困難となり、市内に数日間滞在せざるを得ない可能性がある。さらに、地震により鉄道の運行停止や幹線道路の通行止めが発生した場合には、市内を通過中の電車や高速道路の旅客、市内のアウトレットモール等に滞在中の買い物客等も帰宅困難となるおそれがある。

第1 帰宅困難者を減らすための事前対策【環境経済部・危機管理安全部】

1 市民への啓発

「自らの安全は自ら確保する」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- (1) 家族等の安否が確認できた場合は、無理に帰宅せずに会社等に留まり、交通機関等の状況が安定してから帰宅すること。
- (2) 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）を会社等に常備しておくこと。
特に、鉄道交通利用時に地震災害等が発生し電車等が緊急停止した場合、搭乗中の車両から直接線路に降りて避難することとなる。その際、線路には敷石があり、たとえば、ハイヒール等かかとの高い靴は避難行動に不適であるため、可能な範囲で平常時から避難行動に適した靴（運動靴等）を携行する等の対策を講じておく。
- (3) 家族との連絡手段を事前に確認しておくこと。
- (4) 想定される徒歩帰宅経路を事前に確認しておくこと。
- (5) 災害時は、冷静に状況を確認して、無理のない計画を立案、実行すること。

2 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）等の周知

各電気通信事業者は、被災地への安否確認等の電話の輻輳に対処するため、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板及び災害用伝言板（web171）を整備している。家族間

等で連絡を取り合うためのシステムとして既に実災害でも実績があり、これらのサービスを災害時に有効に活用できるよう、総合防災訓練等の機会を利用して積極的に操作方法等を市民に周知啓発する。

3 事業所等への啓発

職場、学校、大規模集客施設等において、従業員や顧客等の安全を確保し、一斉帰宅の抑制等が適切に実施されるよう、平常時から次の点について施設管理者等に啓発する。

- (1) 施設の安全化（建物の耐震化・什器類の固定）
- (2) 災害対応マニュアルの作成
- (3) 食料・飲料水等の確保
- (4) 情報入手手段、保護者・家族等との連絡手段の確保
- (5) 仮泊場所の確保

4 支援体制の整備

(1) 関係機関との連携

徒歩での帰宅を余儀なくされた者に対する支援について、災害時帰宅支援ステーション加盟店、他市町村及び関係機関と相互応援や広域での連携を図る。

(2) 自主防災会等との連携

平常時より自主防災会等の研修会を通して、「災害時帰宅支援ステーション」について啓発に努めるとともに、あわせて自主防災会等の協力を得ながら徒歩帰宅者に対して沿道における飲料水の提供や炊き出し等の支援を行うことについても検討する。

(3) 徒歩帰宅支援訓練

交通機関のマヒを想定した徒歩帰宅体験訓練を実施し、市民への啓発のほか、隣接市町村や県との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する具体的な支援方法を検証・検討していく。

第2 市外在住の帰宅困難者対策【各部】

1 受入施設

鉄道等の運行停止に伴い、市内各駅に市外在住の帰宅困難者が多数滞留することが予想されることから、各駅を一時待機所として位置付けるほか、次の施設を帰宅困難者の一時滞在施設とする。

受入れ対象駅	一時滞在施設
入間市駅	入間市産業文化センター
	豊岡高等学校
武蔵藤沢駅	藤沢地区体育館
	東藤沢地区センター
	藤沢東小学校
仏子駅	図書館西武分館
元加治駅	西武小学校
金子駅	金子中学校

2 一時滞在施設における対応

帰宅困難者（駅滞留者）の受入れにあつては、該当施設を所管する部署については、平

常時より連絡体制を確立しておき、休日や夜間等緊急時においても迅速に対応できるようにしておく。

3 鉄道事業者等との連携体制の整備

鉄道事業者と連携し、駅利用者の一時待機、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導等についての実施体制を整備しておく。

4 物資の配備・提供

帰宅困難者（駅滞留者）へ提供する物資の配備については、受入施設が指定避難所であるため、原則として「第2編 災害予防計画編 第2章 第5節 物資及び資機材等の備蓄」を準用する。

特に、帰宅困難者向けの食料・飲料水、毛布等の物資については、計画的に備蓄を進め、災害発生時に速やかに提供できるよう努める。

5 受入施設の拡充

鉄道利用客のほか、道路、大規模集客施設の旅客の帰宅困難も考慮し、民間の収容施設（大規模集客施設等）も対象として、受入施設の拡充に努める。